

役員選任及び解任規程

(目的)

第1条 この規程は安曇野市商工会定款第22条第3項及び安曇野市商工会運営規約第11条の規定規定に基づき、安曇野市商工会役員の選任及び解任について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 安曇野市商工会の役員とは、安曇野市商工会定款第19条に定められた

会 長	1名
副会長	2名
理 事	30名
監 事	2名
合 計	35名

をいう。

2 第19条の2に定められた会員以外の理事選任については、当面の間は設置しない。

(会長候補者の選任と会長の選任)

第3条 会長は総代会において会長候補者より選任する。会長候補者は、次の候補者要件を満たす会員たる者より、役員候補者選考委員会により選任する。

(1) 会長候補者になろうとする会員で、他の会員10名以上（全各支部所属の会員が含まれていることを要す。）の署名捺印のある推薦人名簿を添付し、役員候補者選考委員長あてに立候補の届け出をした者。

(2) 会員が他の会員を会長候補者として推薦するもので、本人の承諾書と、前項と同じ他の10名以上の会員の推薦人名簿を添えて、役員候補者選考委員長に推薦の届け出をした者。

(3) 役員候補者選考委員会において、役員候補者選考委員5名以上の推薦を受けた会員たる者。

役員候補者選考委員会は、(1)、(2)、(3)のいずれかの要件を満たした者（推薦人・役員候補者選考委員でも可）のなかから、本人の承諾を得て会長候補者を1名選出し、役員候補者選考委員長は総代会に会長候補者として指名推薦し、総代会において選任する。前項(1)、(2)の届け出期日は、総代会開催日前20日前までとし、役員候補者選考委員長選任までの間は、事務局長あて届け出をする。

(副会長の選任)

第4条 副会長の選任方法は指名推薦制とする。役員候補者選考委員会は副会長候補者を選考する。この場合、前条により選出された会長候補者の意向を聴取し尊重しつつ、特定地域・特定部会に偏らない様充分に考慮する。役員候補者選考委員会は副会長候補者を選出し、総代会に指名推薦し総代会において選任する。

(監事の選任)

第5条 監事の選任方法は、指名推薦制とする。役員候補者選考委員会は監事候補者を選考し、総代会に指名推薦をし、総代会において選任する。

(役員候補者選考委員会)

第6条 前条に定められた役員候補者選考委員会は、15人で組織し第3条、第4条、第5条の役員候補者を選任推薦する。選考委員は選考委員推薦機関が推薦した者とし理事会の承認を得て選任する。

(1) 推薦機関とは ア) 理事会 イ) 商業部会、工業部会、建設業部会、観光特産飲食部会、サービス業部会の各正副部会長会議 ウ) 青年部、女性部の各正副部長会議の8機関とする。

(2) 推薦機関として(ア) 理事会は、選考委員の推薦者を小規模企業振興委員から1人、5支部より支部別の会員数と支部役員の意見を配慮し、支部別の選考委員推薦者を豊科支部2人、穂高支部2人、三郷支部1人、堀金支部1人、明科支部1人の7名。計8名の選考員推薦者を推薦する。

(3) (1) (イ) の各部会の正副部会長、(ウ) の青年部、女性部の正副部長はその属する組織から各1人ずつの計7名の選考委員推薦者を推薦する。

(4) 推薦機関は、会長、副会長、監事の選任をする総代会の開催日14日以上前の直前理事会に選考委員の推薦者を届け、理事会はこの届け出により役員候補者選考委員を選任する。

(5) 役員候補者選考委員会は、委員の互選により委員長1人、副委員長1人を選任し、審議するものとする。

(6) 役員候補者選考委員会の記録は事務局長が行う。

(選任決議)

第7条 理事を選任する場合は、次により候補者を選考し、総代会において選任する。

(1) 支部推薦の候補者19名は、支部役員の中から選任する。支部長は理事候補者となるものとする。

(2) 部会推薦の候補者9名は、部会の役員の中から選任する。

(3) 青年部長、女性部長の2名は、候補者となり総代会において選任する。

(4) 支部推薦、部会推薦の候補者数については別表1のとおりとする。

(辞任推薦)

第8条 会長・副会長・監事以外の役員が任期中の辞任を申し出た時は、その辞任した役員を推薦した支部・部会より後任者を推薦し、最も近くに開催される総代会で選任しなければならない。

(役員解任)

第9条 役員が任期中において定款第22条第4項の規程に該当することとなった場合は、法律上当然退任する。

(改選の必要な事項)

第10条 この規程に定める事項のほか、役員選任についての必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則（平成19年4月1日）

1 この規程は平成19年4月1日から実施する。

付則（平成20年12月3日）

2 この規程は平成20年12月3日から実施する。 （別表1）

付則（平成23年12月16日）

3 この規程は平成23年12月16日から実施する。

支部推薦理事数

支 部	理事数
豊科支部	6
穂高支部	7
三郷支部	2
堀金支部	2
明科支部	2
合 計	19

部会推薦理事数

部 会	理事数
商業	2
工業	2
建設	2
観光飲食	2
サービス	1
合 計	9



■今年度は任期満了に伴う役員改選の年です。

本年度は役員任期満了の年（3年間）となります。令和6年5月開催の商工会総代会において、事前に実施された各支部総代会・各部会総会において選任された総代、支部・部会役員の承認と、会長、副会長、理事、監事の全役員の改選と新役員の選任決定をお願いします。

現在の役員の皆様には任期中のご活躍に厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き商工会事業の推進をお願い申し上げます。

■安曇野市商工会役員選任及び解任規定により実施します。

裏面の通り役員選任規定が定められていますので、これに従って手続きを実施いたします。会長職につきましては、自薦・他薦の仕組みにより、役員候補者選考委員会をへて総代会において指名推薦され選任されます。

■商工会長職の自薦・他薦の受付期間は 4月1日(月)～4月26日(金)です。

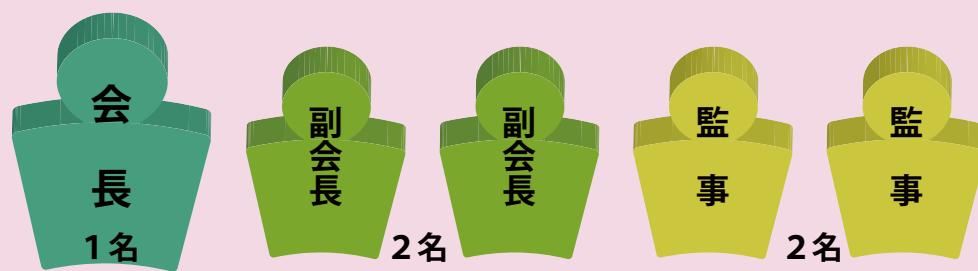
自薦の場合は、他の会員10名以上（全支部所属の会員を含む）の推薦人が必要となります。自薦・他薦の届け出用紙は3月1日（金）から本部及び各会館窓口に用意いたします。

安曇野市商工会 任期満了に伴う
役員改選スケジュール及び選任決定まで

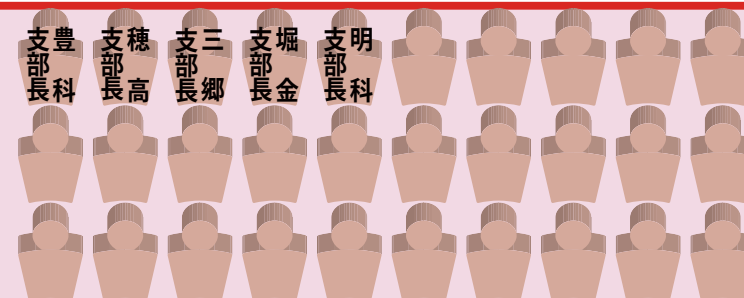
総代会

総代による役員の選任決定

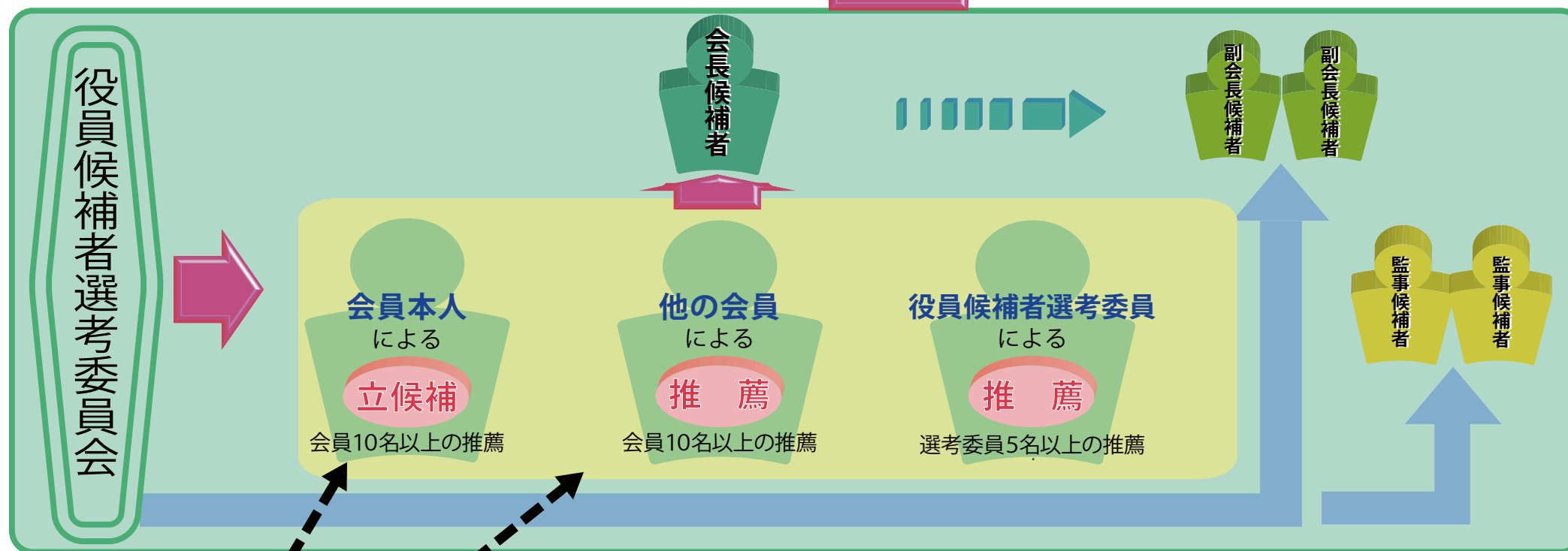
総代会日程
5月17日



理事
30名



役員候補者選考委員会



推薦機関から役員候補者選考委員 (15名) の決定



直前理事会

新会長候補者受付

受付期間
4月1日～26日

選考委員推薦機関

理事会の推薦

豊科支部より2名
穂高支部より2名
三郷支部より1名
堀金支部より1名
明科支部より1名
小規模企業
振興委員 より1名

業種別5部会
正副部会長会議の推薦

商業部会 より1名
工業部会 より1名
建設業部会 より1名
観光特産
飲食部会 より1名
サービス業
部会 より1名

青年部・女性部
正副部会長会議の推薦

青年部より1名
女性部より1名

各支部総代会

理事候補者
19名
(各支部長
5名含む)
豊科支部 6名
穂高支部 7名
三郷支部 2名
堀金支部 2名
明科支部 2名

青年部総会

理事候補者
1名
青年部長

各業種別部会総会

理事候補者
9名
商業部会 2名
工業部会 2名
建設業部会 2名
観光特産
飲食部会 2名
サービス業
部会 1名

女性部総会

理事候補者
1名
女性部長

理事候補者

安曇野市商工会員